

# (仮称) 墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する

## 条例(素案)の概要

### 1 目的(第1条)

この条例は、歩きスマホによる他者の通行又は利用の妨げとなる行為(以下「歩きスマホによる妨害行為」という。)が深刻な事故等を引き起こす危険性の高い行為であることに鑑み、当該事故等の防止のための対策に関し、区の責務並びに区民等、事業者及び関係行政機関の役割を明らかにするとともに、当該対策の基本となる事項を定めることにより、当該対策を推進するとともに、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することができる公共の場所を確保し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

### 2 区の責務(第3条)

- (1) 区は、歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止について広報、啓発その他区民の理解と協力を促進するための必要な施策を推進するものとする。
- (2) 区は、前項の施策の推進に当たっては、区民等、事業者及び関係行政機関と協力を図り、当該施策の効果を最大限に発揮することができるよう努めるものとする。

### 3 財政上の措置(第4条)

区は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4 区民等の責務(第5条)

- (1) 区民等は、公共の場所において歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めるものとする。
- (2) 区民等は、公共の場所におけるスマホ等の操作に当たり、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うよう努めるものとする。
- (3) 区民等は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### 5 事業者の協力(第6条)

- (1) 事業者は、歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止のための対策に係る活動を推進するよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### 6 関係行政機関の協力(第7条)

関係行政機関は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする

### 7 施行期日等

#### (1) 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### (2) 見直し

この条例については、この条例の施行状況を検証し、その改善に努めるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。